

1 廃棄物対策とリサイクルの推進

廃棄物の最終処分量を 2010（平成 22）年度までに 1997（平成 9）年度比で概ね半減させることなどを目標に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）を推進します。また、大阪をきれいな環境都市とすることを目指し、不法投棄等の撲滅に向けた取り組みを進めます。

（1）廃棄物の減量化・リサイクルの推進

大阪府分別収集促進計画の推進と策定（新規）

容器包装リサイクル法に基づき、「第 3 期大阪府分別収集促進計画（平成 15～19 年度）」を円滑に推進するため、市町村の分別収集実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、技術支援を行うとともに、「第 4 期大阪府分別収集促進計画（平成 18～22 年度）」を策定します。なお、策定にあたっては、現行の第 3 期計画に基づく分別収集の実績を踏まえ、「大阪府廃棄物処理計画」に掲げた廃棄物減量化目標との整合を図ります。

家電リサイクルの推進

平成 13 年 4 月に施行された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）については、リサイクル料金が高いといった消費者の声や、法施行前から家電メーカーに匹敵する技術力を有し、安価にリサイクルに取り組んできた府域の再生資源業者の活用が図られていないこと、不法投棄も多いといった問題が指摘されています。このため、府は、廃棄物処理法に基づく「家電リサイクル大阪方式」を推進しているところです。この方式の推進に向け、消費者や関係者の理解を得るため、周知・啓発を行うとともに、消費者団体等を通じた個別説明を行い、効果的な PR を進めます。

また、今後、家電リサイクル法に品目追加されると考えられる家電製品のリサイクルを

促進するための調査を実施します。

リサイクル製品認定制度の運営

環境への負荷の少ない循環型の社会システムの構築に向け、府内における廃棄物リサイクルをより一層促進するとともに、リサイクル製品に対する需要の拡大を通じて大阪のリサイクル関連産業を育成するため、平成 16 年度から「リサイクル製品認定制度」を運営し、これまで再生路盤材などの土木資材や再生プラスチック製品など 176 製品をリサイクル製品として認定しています。今年度もこれらの普及に努めるとともに、年 2 回の認定申請受け付けを実施し、さらなる需要の拡大を目指します。



<大阪府認定リサイクル製品のマーク>

大阪エコエリア構想の推進

堺第 7 - 3 区廃棄物最終処分場跡地等を活用した民間事業者を主体とするリサイクル施設の整備に向け、国庫補助金の導入や技術的指導などの立地支援を行います。

(2) 廃棄物の適正処理

産業廃棄物の不適正処理の撲滅

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の撲滅を図るため、排出業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発により不適正処理の未然防止を図ります。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と大阪府循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の未然防止と迅速な問題解決を図ります。

P C B 廃棄物対策

長年の懸案となっていた P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理施設整備について

は、日本環境安全事業㈱（旧環境事業団から承継）が、近畿圏の拠点として平成 1 8 年夏からの稼働を目指し、大阪市此花区に脱塩素化分解方式で、処理能力 2 t / 日の施設を建設中です。

今後、「大阪府 P C B 廃棄物処理計画」（平成 1 6 年 3 月策定）に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により事業者に対し保管廃棄物の適正管理の徹底を図ります。

また、中小企業による P C B 廃棄物の処理を支援するため、平成 1 3 年度から他都道府県と同様に独立行政法人環境再生保全機構に設けられた基金に拠出しています。